

富岡町除染検証委員会（28回）議事録

日時：令和6年10月11日（金）13:15～15:15

場所：富岡町役場 正庁

出席委員：河津委員長、井上委員、藤田委員、（オンライン）飯島委員

配布資料：

議事次第（第28回）

除染検証委員名簿

資料1 富岡町除染検証委員会（27回）議事録【事務局】

資料2-1 特定復興再生拠点区域（点・線拠点外縁）における空間線量率【環境省】

資料2-2 富岡町旧特定復興再生拠点（線拠点）区域歩行モニタリング測定結果【事務局】

資料3 富岡町における除染の進捗状況について【環境省】

参考資料 現地調査時資料

○町長あいさつ

○委員長あいさつ

○議事：

1. 第27回議事内容の確認について（資料1）

（ア）事前に委員、オブザーバーに送付して確認頂いているため説明は省略。

①特に意見なし。

2. 特定復興再生拠点区域の除染結果について（資料2-1）（資料2-2）

（ア）環境省から、資料2-1に基づき説明がなされた。また、事務局から、資料2-2に基づき説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

①（藤田委員）農地の除染については、農地そのものの他に法面やあぜ道も除染しているのか。

⇒（環境省）農地を除染する際には、場所に応じて農地や畑の面に限らず周辺の農道等も除染しています。また、法面については、崩壊の度合いや傾斜の程度を踏まえて除染できる場合は除染しています。ただし、技術的に除染が困難であるとか、もしくは立ち入りが難しいといったケースについては、なかなか除染ができない状況になっています。

⇒（藤田委員）今日見せていただいた中に、森林の傾斜面に土嚢を置くという遮蔽方法を行っていたが、同様なことを農地でもやっているのか。

⇒（環境省）農地の場合は、土嚢の遮蔽効果で線量を低減することは行っておらず、基本的には表土をはぎ取って覆土して対応するケースが多いです。水が流れそうな場所に、

土嚢を置いて土砂の流出を防いだりすることはあります。

②（井上委員）今日見せていただいた場所は、資料2-2ではどこになるのか。

⇒（富岡町生活環境課）最初の小良ヶ浜墓地は、最大値と示されている部分の右上、灰色に三角形になっているところです。最後に行った深谷地区については特定帰還居住区域で、今回のモニタリングの対象外となっているため、こちらのデータでは線の外側になっています。

③（飯島委員）質問の一点目は道路除染で、資料2-1の2ページの低減率が46%で期待されたものより若干低いのは外縁の影響という説明があったが、1cmの場合はそこまで外縁の影響は受けないのではないかと思うのだが。

⇒（環境省）1cmについて低減率が低いのはご指摘のとおりですが、コリメーターなしで測定している関係でどうしても周辺影響が出てしまっています。また、平均値については拠点全体の道路で測定する場合と今回の拠点外縁の場合は違っており、拠点全体で見た場合は、除染前平均値が $3.61 \mu\text{Sv/h}$ あったものが $0.73 \mu\text{Sv/h}$ まで80%低減しており、それが本件については、 $1.90 \mu\text{Sv/h}$ から $1.02 \mu\text{Sv/h}$ で46%低減ということになっています。いずれにしても、外縁の道路の除染については、まさに周辺の20メートル道路のところですので、その先も含めて特定帰還居住区域となる箇所はさらに除染を進めていくことになるので、この値よりさらに低減がなされると考えています。

⇒（飯島委員）比較すると分母が違っているということもあると思うので、過去の値と比較する際は、分母や分子の属性をきっちりと調べた上で比べていただきたい。周りの除染を進めても下がらないことが起こるかもしれないので、その時にはその辺の分析を加えてもらうのが良い。

④（飯島委員）二点目は、6ページの森林のところ、森林の場合は宅地や農地と違い除染がしにくいので、グラフが少し横にスライドする程度の低減率になると思っていたが、 $0.0 \mu\text{Sv/h}$ と $0.4 \mu\text{Sv/h}$ のところをごそっと増えているのが不思議な感じがする。どのような除染を行ったのか。

⇒（環境省）除染方法との兼ね合いについてはまだ確認しきれっていません。森林については、測点の数が全体でも103点というところで、グラフの線が立ちやすい傾向にあるのかもしれない。こういった原因があるのか、確認したいと思います。

⇒（飯島委員）もしかしたら、すごくうまく除染ができており、高い低減率を示しているのかもしれないので、調べて今後の除染に活かしていただければと思う。

⑤（井上委員）全体的に下がっているのは、非常にいいことだと思う。この前、町にお願いした、実際に帰られた方の被ばく線量は、どの程度なのか伺いたい。

⇒（富岡町健康づくり課）現在、データ精査中として、次回の検証員会の時にお示ししたいと考えています。

⇒（河津委員長）被ばく量の実際のデータは大きな視点でもあるので、是非次回お願いし

たい。

⇒（井上委員）住民の方から、ここが高いから見てくれといったような要件は出されているのか。

⇒（富岡町健康づくり課）特定復興再生区域にお住まいになられている方に対しての個別訪問を実施しており、その方々からのご意見の中で、気になる場所があったり、ここで作った野菜から放射線の値が出たなどの情報は、我々の方で伺って生活環境課につないで、生活環境課から環境省に連絡し、再度フォローアップ除染を実施するようなかたちを取っています。

⇒（井上委員）丁寧に住民の方の懸念に答えるのは重要だと思うので、よろしくお願いたい。

⇒（河津委員長）作物を測定する体制なり、結果の公表などは行っているのか。

⇒（富岡町健康づくり課）自家消費野菜の放射能の測定について、町の敷地内に食品検査所を設けており、簡易測定器とゲルマニウム半導体検出器による測定の体制を取っています。データについてはWEBや情報誌ライフとみおかで情報発信しています。

⑥（藤田委員）2ページ目の地表から1cmのところでは道路の除染後の値が $1.02 \mu\text{Sv/h}$ で、1ページの地表から1mは $0.98 \mu\text{Sv/h}$ なのだが、例えば森林だと回りの影響があるので1cmのところはさほど落ちていないのは納得できるが、道路の場合1cmの方が上がっているのは何か理由があるのか。

⇒（環境省）測定数が598点ということで、結果的に1mよりも1cmの方が低かったということまでは言い切れないと考えています。外縁除染として除染後のモニタリングを行った状況であって、その他もう少し情報が集まってくる中で、1mよりも1cmの方が線量が高いとなれば原因を判断した上で適切な除染方法等模索してきたいと思っています。現時点では、1mと1cmの空間線量率の差が $0.04 \mu\text{Sv/h}$ なので、その両者の上下関係を識別するのは難しいのかなと思っています。

⇒（藤田委員）500点くらいだと多少平均値も上がっているように見えてしまう。個人的には法面の除染が難しいために、その影響かと思っている。これ以上下げろとは言っていないが、きちんと原因を解明してほしい。

⇒（環境省）法面や道路脇のアスファルトなど線量の低減がうまくいかない箇所があり、そういったところはきちんと検証して対応していきたいと思っています。

⇒（河津委員長）森林の部分で下がっているところについて、測定上の問題があるのではないかと心配している。そういった意味で次回また調べて報告して欲しい。

3. 富岡町における除染の進捗状況について（資料3）

（ア）環境省より、資料3に基づき説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

- ①（井上委員）解体申請が64件対応とあるが、トータルで何件あるうちの64件なのか。
- ⇒（環境省）全体の建物の数については、正確な数字が把握できていません。解体については申請を受け付けて、それに対して対応していますので、想定はしているものの具体的には数字を把握するのは難しい状況です。
- ⇒（井上委員）4ページの特定帰還居住区域内の対象425というのは425世帯ということか。
- ⇒（環境省）除染の同意取得の数で、除染して良いという権利をお持ちの方なので、世帯というよりは個人、公共の施設であれば町、農地や建物であればその所有者ということになります。
- ⇒（井上委員）今知りたいのはトータルでどれだけあって、その中の425人なのかということ。
- ⇒（環境省）除染についてはこの425人が関係人の全体数で、そのうち245人に同意をいただいている状況です。この数字には拠点外縁も含んでいるので、残り180名ほどの方に同意をいただいでいく必要があります。
- ⇒（井上委員）425が全体とするならば、先ほどの64の全体もほぼ同じような数字になるのか。
- ⇒（環境省）世帯で見た場合、概ね近い数字になると思いますが、除染の申請の場合は建物の数よりも多いケースがあり得ると思います。例えば、農地の関係者は、当該区域の中にご自宅を持っていないケースもあります。わかりやすいのが6ページで、除染の対象人数1,520人が拠点区域内となっていますが、解体申請が上がってきているのが982件となっています。申請を希望する方は、ほぼ申請していただけたかと思えますので、同意の人数よりは解体の方が少し少なくなっています。
- 同意取得の425というのは、ピンクの区域の中で除染対象となる土地をお持ちの方で、その中には町や公共団体や法人も含まれます。一方で解体に関しては、その土地の中に解体しうるご自宅であったり、会社であれば倉庫であったり、農業用の倉庫とか機材置き場みたいなものだけをお持ちの方がいて、これら家屋については環境省としては把握しておらず、解体申請をいただいたものがこの数字になってきます。結果として、同意の対象の人数と解体申請になりうる数字はイコールとはなりません。土地の数と家屋の数との違いが出ていて、同意の対象の数の方が多く、解体はそれよりも少ないということになっています。
- ⇒（井上委員）5ページで、除染できていない箇所は、未同意とあるが、どれくらいあるのか。
- ⇒（環境省）除染の方で言えば、対象となる425名のうち245名に同意をいただいていますので180名の方が未同意となります。
- ⇒（井上委員）その理由は何か。
- ⇒（環境省）今、事前調査を経て同意書案を作成した状態で、これからご説明しようとし

ている方がいます。また、ご説明しようとした場合に連絡先がわからない方もいます。ご説明後も、今時点では判断できないので保留にするですとか除染そのものについて考えがある方もいらっしゃる。ただし、現時点では、そういった方よりも、我々がアプローチできていない、または関係者の連絡先がわからない方が多い状況です。一方で6ページの拠点の中については対象となる1,520名のうち1,503名から同意をいただいていますので、ほとんどの方に同意をいただいています。残り17名については、いろいろな事情で、連絡が難しいケースがほとんどとなっています。

⇒（井上委員）基本的には皆さん同意されて、私のところはやらなくていいというところは無いと考えて良いのか。

⇒（環境省）全ての方に同意いただいているかというと、場合によってはいろいろなご意見をお持ちの方やその土地の関係人であることを認知したくないなど、アプローチできれば全ての方に同意をいただけるかというとそうではありません。拠点については、今現在99%の方に理解いただいていますので、特定居住区域についても一刻も早い同意をいただきたいと考えています。

②（井上委員）除染同意済み、着手不能箇所というのは？

⇒（環境省）除染の同意をいただいています、同時に解体申請もいただいているので、解体の方を先に進めなければいけないケースです。解体を進めないで除染が進まないのですが、昨年11月30日までに見込んでいたところができなかったのも大きな原因です。

③（藤田委員）5ページの除染・解体の場合は、除染して帰りたいという人と解体してしまいう帰らない人の両方を含んでいるのか。

⇒（環境省）除染と解体は制度としては別になっており、区域の中であれば家屋の解体をすることもできますし、除染の方は我々の方から同意をいただいてから行っています。解体の方は必ずしも帰らないということではなく、新しく建て替えたという人もいます。建物を除染してしまうとその後で解体することはできませんので、我々の方でも除染と解体をうまく組み合わせて行っていきたいと思っています。

④（河津委員長）特定帰還居住区域は、拠点区域の点・線域と分けているのか、それとも全部一緒にしているのか。

⇒（環境省）データの方は基本的に区別しています。点・線拠点そのものは完全に別の区域で先ほどの歩行モニタリング等も別に考えています。外縁の部分は特定帰還居住区域に含まれていますので、特的帰還居住区域の除染進捗を示す際には、そこも含めて全体評価で行っています。ただ関係人のところは簡単に識別できないところがあり、例えば隣同士だったりしますので、その部分はまとめて出しています。

⇒（河津委員長）特定帰還居住区域の中でどのくらい進捗しているかを地図の中で示すとわかりやすいが、数字や件数で示すと実際にどこまで進んでいるのか把握しづらい。そのあたり、個人情報が入ってきたりして難しい面もあるが、工夫の余地はあるのか。

- ⇒（環境省）今の時点では、特定帰還居住区域の除染はまだ着手したばかりで完了していませんが、例えば委員会限りで全体の進捗状況を示したケースもありました。数字だけではなくわかりやすい形で示せるように検討します。
- ⑤（井上委員）除染する場合のプライオリティはどのようになっているのか。今日見た最後のところで、高齢の方ができれば早く帰りたいと言っていた。そういった方を優先的に帰れるように、そんなことも考える必要がある。
- ⇒（環境省）除染自体については、一定のまとまりで同意をいただいた所から進めていくことになっています。あるいはインフラの復旧との兼ね合いで先にやらなければいけないところは優先的に行っています。個別に見た時には、不公平にならない範囲で関係人の要望に応じて対応するようにしています。戻られるには避難指示が解除される必要があります、解除の判断が2029年12月31日ギリギリにならないように、なるべく早く除染を行っていきます。
- ⇒（藤田委員）基準をきちんと示すのが良い。特定帰還居住区域の解除の基準を明確に示すようにすれば場所によって解除できる場所も出てくる。
- ⇒（環境省）解除については、内閣府や町などいろいろな機関が絡んでいますので、環境省として基準を決めることは難しいです。
- ⇒（復興庁）解除については、除染の進捗とインフラの復旧、町と住民と我々の間での話になります。本日、色々なご事情や現場の話を町役場の皆さまから伺ったこともありますので、改めて相談しながら、解除のやり方・タイミングなど検討していきたい。
- ⇒（河津委員長）いわゆる解除要件の3項目はまだ生きていますのか
- ⇒（復興庁）生きています。
- ⇒（河津委員長）それが基本の方針であるということ、放射線量は置いておいて、インフラの整備と地元の市町村との協議になるということ。極端な話、解除は一件だけでも制度的には問題ないのか。
- ⇒（復興庁）まさに3要件の中で町役場の皆さん、住民の皆さんとの関係ですので、一人だけに寄り添っていくのはどうなのか？やはり行政区・町全体の行政での判断もあり、我々はそのプロセスの中にはありませんので、解除ということについては、3要件を踏襲してやっていきます。その一方で早めに家に帰る機会を設けられないのかという意見があった場合には、我々にどんな措置ができるのかをその時の状況をよく見て、適切に対処することになります。
- ⇒（富岡町竹原副町長）早く戻りたい方がいることは十分承知していますが、まずは線量低減というのが大前提で、その方の土地その周辺だけ線量が下がったとしても、その方が日常歩くだろう範囲が面的に線量低減されること、過去に解除となった線量相当になることが大前提になります。解除の前段階として、準備宿泊というものを町としては考えていかなければならないと思っています。住民の方が被ばくしない線量にな

っていることを前提に、そういったところも答えて行くように考えています。一日でも早く面的な線量低減になって、住民の方に伝えられるようにしていただきたいと願っています。

⇒（河津委員長）線量を下げることが前提で、住民の方がどのように考えるか町の方がどう考えるかだ。環境省もそれらを受け入れながら迅速にやることが大事だと思う。

⇒（環境省）一日も早く除染を進めて行き、一日も早く解除の条件が揃えられるように進めていきたいと思います。

⇒（井上委員）準備宿泊などを有効に使って、早く帰りたいという人に帰ってもらうことはできるのか

⇒（富岡町竹原副町長）これは対策本部との協議になりますが、過去に特定復興拠点である夜の森地区では準備宿泊を一年前から進めました。準備なので、実際にずっと住むのではなく、家を直し始めて、解除とともにすぐ住める形でやっています。今回も線量が低減すれば考えて行きたいと思います。

⇒（復興庁）我々としては全体として、戻った時にすぐに住んでもらえるようインフラの部分がちゃんと整っていることをしっかりと確認していきながら進めていきます。

⑥（飯島委員）特定帰還居住区域の外縁部については、除染はするが将来その土地の方はその土地を利用するつもりはないという理解でよいか。

⇒（環境省）外縁については除染はしますが、特定帰還居住区域の中には入らないので今の制度では解除はされないことになります。利用するかしないかではなく、今の区域に入っていないということです。

⇒（飯島委員）これまでの特定復興再生拠点の場合には外縁部も将来的に利用する可能性があったので、除染の評価も重要になっていたのだが、今回の場合は位置づけが違う感じがした。資料2-1にあるような低減効果の評価をするときに、外縁の部分の評価に入れるのか入れないのか考えた方が良いのではないかと思った。外縁部は外縁部の外縁からも影響を受けてしまうので、その部分を利用しないのであればその部分の評価に入れてしまうと低減率が悪くなってしまう。

⇒（環境省）拠点の評価を検証委員会で検証いただく際には、拠点内の線量低減のデータを見ていただいていた次第です。除染直後のモニタリング結果だけではなく、拠点の解除の判断をしていただく際に事後のモニタリングも実施しているので、結果としてはその場所のそのものの除染結果に加えて、外縁除染が進捗したところも含めて、その区域の線量制限をご判断いただきました。今回、外縁のデータを出したことにより混乱させてしまいましたが、主旨としては今まで拠点外縁は拠点外縁としての線量は評価されておらず、今回、特定帰還居住区域になったということで特定帰還居住区域として線量が大丈夫かをお示しして判断いただく必要があったということです。特定帰還居住区域の除染が始まったばかりで、線量の結果等なかなかお出しできない中で、特定帰還居住区域に含まれる拠点外縁部のデータを参考としてお出したという位置

づけになっています。今後は、区域と区域外のデータをごっちゃにしないようお示してまいります。

4. 現地調査の結果について（現地調査資料を使用）

(ア)環境省より、現地調査資料に基づき説明がなされた。以下、議論された内容の概要。

①（井上委員）今日見たところのように、解除になった復興再生拠点でも探せばまた線量が高いところは出てくると思う。環境省の考えとしてどの程度であれば除染して、どの程度であれば除染しないといった基準はどうなっているか。

⇒（環境省）線量がどれくらいであれば除染するとかしないとかではなく、個々の場所への対応となってきます。法面のような場所で、きっちりと除染できていないのであれば対応することになりますし、高線量のところがあればフォローアップで対応していきたいと思います。

⇒（井上委員）町としっかり協力してほしい。

⇒（環境省）人が立ち入る箇所など、きっちりと対応していきます。

②（藤田委員）特定復興再生拠点区域の歩行モニタリングは町で実施しているのか。

⇒（富岡町生活環境課）解除済みの特定復興再生拠点区域についても、町の方で毎年歩行モニタリングを実施しています。歩行モニタリングの結果、高線量だった場所は環境省の方にフォローアップ要望箇所ということで毎年提出しています。

⇒（藤田委員）今日ご指摘されたところは、環境省さんが除染した後も継続的にフォローアップで情報が得られると考えてよいか。

⇒（富岡町生活環境課）今日、見て回ったような箇所が見つかった場合には、環境省からフォローアップ除染の結果をいただきまして、確実に線量が低減したことを確認するまでは、継続的に確認していきます。

⇒（河津委員長）歩行モニタリングは、町の方で計画的に定期的に場所を含め、やっているのか

⇒（富岡町生活環境課）基本的には、毎年同じ主要道路全て歩行モニタリングを実施し、データ比較ができるような体制としています。来年度からは特定帰還居住区域が加わるので区域内の道路を歩行して、除染の進捗により線量の低減の確認を続けていきたいと考えています。

⇒（河津委員長）それは、報告されているのか

⇒（富岡町生活環境課）まとめサイトの方で公表しています。

⇒（河津委員長）実際に測定値を見ることは大事だし、自分で測定してみるということも大事。測定器の貸し出しも当然やっていると思うので、それをアピールしながら、町民の方の理解を促したい。

③（井上委員） こういったところがあるというのを、住民は知っているのか

⇒（富岡町生活環境課）今回は個別の案件になるので、周知はしませんが、写真にあるように立ち入りを防止するような措置は取っています。

④（飯島副委員長）歩行モニタリングは、分布をしっかりと見ることができるため、非常に線量率が高い場所を発見するには良いツールだと思うので、是非活用してほしい。一番の目的は空間線量率を下げるのが目的なので、高いところを把握することは重要だが、地面の高さのところでは高いところを探すというよりは、一連の高さで線量率の高いところを察していく意識でやった方がよい。歩行モニタリングは継続してやっていただければと思う。

4. その他

（ア）出席議員のご意見等

①（安藤副議長）私からは一点だけお願いがある。議会の方でも、深谷地区の特定帰還居住区域の全面解除を願っている。まもなく、第二回目の帰還意向調査が行われる。その時に帰りたいと言えば除染・解体は行われるが、考え中とかハッキリしない方は除染・解体してもらえない。これは他の地域と比較して不公平になる。政府が言っている2020年代までには全て帰すといった建前から言うと残された課題ということになるが、アンケートの時に、今すぐには帰れないが、将来は帰りたいと思っている方も〇（丸）に加えてもらいたい。今は白か黒かしかないが、遠い将来でも戻りたいという願望があれば帰りたい方に入れていただきたい。

⇒（河津委員長）委員会としても、除染を含め早く帰っていただくことがテーマである。この委員会は線量低減ということから入っているが、住民に寄り添うという立場でもあると思っている。

⇒（内閣府支援チーム）帰還意向調査を町と一緒に実施し、その結果を踏まえて町で作成された区域について政府として認定させていただく、という流れで進めさせて頂いています。区域を設定していく際は、帰還の意向がある住民の方のお宅を含むエリアを設定しています。住民の方がただちにお帰りになりたい場合は帰還意向ありとなるわけですが、帰るかどうかが悩ましいが将来的に帰りたいと考えている、すぐには帰れないけれども二拠点生活をしばらく続けたうえで帰りたい、といったところも、「帰還意向有り」という扱いになりますので、将来的に帰りたいというお気持ちが少しでもあれば、「帰還意向有り」としていただいで問題無いと考えています。

⇒（河津委員長）その場合、区域に加わるということで良いか。

⇒（内閣府支援チーム）「帰還意向有り」として書いて出していただければ、区域に加わると考えていただいで結構だと思います。

⇒（安藤副議長）今、内閣府から説明があった、国は将来的に帰還願望があれば、それで

も解体してくれるよという点については周知徹底してほしい。人によっては、白黒ははっきりしないと解体してもらえないという判断をする方もいる。もう一点確認だが、将来的に帰りたいと言った方が、結果的に帰れなかった場合は、国は住民にペナルティを与えるのか。

⇒ (内閣府支援チーム) 住民の皆さんに周知する件につきましては、町と調整して進めてまいります。また、将来的に帰れなくなった場合でもペナルティはございません。

⇒ (河津委員長) お互いのコミュニケーションだと思うので、国が考えていることと住民が考えていることの齟齬がないように進めていただければと思う。

② (井上委員) 所有者が誰かに売って、次の所有者がこういう土地で事業をしたいと言った場合、そういった場合の対応はどのようになるのか。将来的には、全面的に解除するので、それでカバーできると考えているのか。

⇒ (内閣府支援チーム) 現在の制度の中では、区域の中に含まれる場合には、解除された後に事業者の方が使用されることは問題ないですが、区域に含まれなかった場所に関しては、除染をして使えるようにするという制度はなく、そこは今後の課題です。

③ (渡辺委員長) 先生方の質疑を伺って、本委員会の活動内容を改めて理解することができた。私の中では、この委員会は水戸光圀公の印籠のような重みがあった。議会と町担当者の答弁の中で、除染検証委員会という名前を何度も聞いていた。今後、印籠の輝きを増すような活動を、強いては帰町町民が一人でも多くなるような委員会の活動を期待している。

⇒ (河津委員長) 委員の皆様、国先的にも活躍されている皆さまなので、現場の経験をいろいろなところで発言していただき、富岡町の復興が一番だと思っているので、委員一人ひとり頑張っていきたい。

⇒ (藤田委員) 富岡町は、帰還困難区域を一番早く完全に解除する町になってほしいと思っていた。特に特定帰還居住区域が思ったより広く設定されたことが、除染検証委員会をやってきてよかったなと思っている。これからも歩行モニタリングを行い、線量が下がっていることを見せれば全面解除も夢ではないと思うので、よろしく願いしたい。

⇒ (井上委員) 住民の方の被ばく量が一番なので、そのデータを取っていただき教えていただきたい。

⇒ (飯島委員) 富岡町は環境省とよくキャッチボールをしながら線量率が低くなるように活動されているのを見てきたので、キャッチボールを続けて、一回で終わりではなく引き続き進めていただきたい。検証委員会は技術的な見地から発言をさせていただき、この町の除染がうまく進むように協力していきたい。

④ (富岡町竹原副町長) 線拠点の線量軽減だが、今まで解除したところと比べるとまだまだ高いところがあり、1cmのところはまだ1 μ Sv/hを超えているところがありますので、

再度そこを見ていただき、 $0.7\sim 0.9\mu\text{Sv/h}$ くらいまで線量低減を行っていただきたいです。仮置き場も含めて住民が動くところは除染をしていただきたいと思います。

⇒（環境省）線拠点のところについても、状況を町から教えていただきながら線量が高いところがあれば対応していきたい。仮置き場の方も含め全体的に線量が下がるように除染を行っていく。引き続き連携していければと思います。

（イ）富岡町除染検証委員会スケジュールについて

特になし

以上